

監査公表第5号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和6年3月5日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇  
糸魚川市監査委員 加 藤 康太郎

- |           |  |
|-----------|--|
| 1 監査の種類   | 定期監査   |
| 2 監査の対象   | 青海事務所、総務課、選挙管理委員会事務局、会計課、ガス水道局、財政課   |
| 3 監査の着眼点  | 財務に関する事務の執行(収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務)が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として、実施した。           |
| 4 監査の実施内容 | 令和5年度(一部4年度を含む。)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。 |
| 5 監査の日程   | 令和6年2月15日、令和6年2月16日  |
| 6 監査の実施場所 | 糸魚川市役所 204 会議室   |
| 7 監査の結果   | おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、口頭で注意し、指導をした。                            |